

京都市職員給与条例の一部を改正する条例(令和4年11月30日京都市条例第20号)

(行財政局人事部給与課)

本市人事委員会からの勧告等を踏まえ、職員の勤勉手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

1 再任用職員以外の職員

区 分	改 正 前	改 正 後
令和4年度12月支給分	100分の95(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の115)	100分の105(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の125)
令和5年度以後支給分		100分の100(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の120)

2 再任用職員

区 分	改 正 前	改 正 後
令和4年度12月支給分	100分の45(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の55)	100分の50(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の60)
令和5年度以後支給分		100分の47.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の57.5)

上記の改正のうち、令和4年12月に支給する期末手当に係る部分については令和4年12月1日から、令和5年度以後に支給する期末手当に係る部分については令和5年4月1日から実施することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第20号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)